

別表（第十三条、第十七条関係）

（平二六条例五〇・平二九条例四・平三一条例二五・一部改正）

一 イベントスペース及び多目的ホールを利用する場合

施設区分		利用区分		午前	午後	夜	全日
		午前九時～正午	午後一時～午後五時	午後六時～午後九時	午前九時～午後九時		
イベントスペース	全面	六、五七〇円	八、七六〇円	六、五七〇円	二一、九〇〇円		
	東面	二、七七〇円	三、六九〇円	二、七七〇円	九、二三〇円		
	西面	二、八九〇円	三、八六〇円	二、八九〇円	九、六四〇円		
多目的ホール		二、二九〇円	三、〇六〇円	二、二九〇円	七、六四〇円		

備考

- 1 入場料金を徴収する場合の利用料金の限度額は、この表の利用料金の限度額に二割の割増率を乗じて得た額を当該利用料金の限度額に加算した額とする。
- 2 利用料金の限度額に一〇円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。

二 交流ルームを利用する場合

区分	単位	金額
交流ルーム一〇一	一時間につき	二七〇円
交流ルーム一〇二	一時間につき	二四〇円
交流ルーム一〇三	一時間につき	一一〇円
交流ルーム一〇四	一時間につき	二〇〇円
交流ルーム二〇一	一時間につき	一一〇円
交流ルーム二〇二	一時間につき	一二〇円

備考

- 1 利用時間に一時間未満の端数があるときは、その端数を一時間とする。
- 2 入場料金を徴収する場合の利用料金の限度額は、この表の利用料金の限度額に二割の割増率を乗じて得た額を当該利用料金の限度額に加算した額とする。
- 3 利用料金の限度額に一〇円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。

三 駐車場を利用する場合

区分	単位	金額
一般車	三〇分につき	一五〇円
中型車	三〇分につき	六〇〇円
大型車	三〇分につき	七五〇円

備考

- 1 「一般車」とは乗車定員十人以下の自動車をいい、「中型車」とは乗車定員十一人以上二十九人以下の自動車をいい、「大型車」とは乗車定員三十人以上の自動車をいう。
- 2 利用時間に三〇分未満の端数があるときは、その端数を三〇分とする。
- 3 利用開始から一時間以内の利用（図書館の利用者が教育委員会の定める手続をした場合に限る。）は、無料とする。